別表十一（一の二）　記載要領

1　この表は、法人が法第52条第２項若しくは第６項（一括評価金銭債権に係る貸倒引当金）の規定の適用を受ける場合又は法人が租税特別措置法第57条の９（中小企業者等の貸倒引当金の特例）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）附則第54条（中小企業等の貸倒引当金の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第11条の規定による改正前の租税特別措置法（第３号において「平成31年旧効力措置法」という。）第57条の９第３項（中小企業等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法定の繰入率　(5)」の欄は、租税特別措置法第57条の９の規定の適用を受ける場合に租税特別措置法施行令第33条の７第４項各号（中小企業者等の貸倒引当金の特例）に定める割合を記載すること。

3　「公益法人等・協同組合等の繰入限度額　(6)×$\frac{102}{100}$　」　(7)　の欄は、平成31年旧効力措置法第57条の９第３項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

4　「基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細」の各欄は、租税特別措置法第57条の９の規定の適用を受ける場合に記載すること。

5　令第96条第８項（貸倒引当金勘定への繰入限度額）の規定により同条第６項に規定する貸倒実績率を計算する場合にあつては、同項第２号に掲げる金額の計算に関する明細を別表十一(一)に記載して添付すること。

別表十一①の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

1　この表は、法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）附則第25条第１項（法人の返品調整引当金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第２条の規定による改正前の法人税法第53条（返品調整引当金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十一①の記載要領第11号中「又は連結事業年度の区分」を「の区分」に改め、同号(1)から(8)までの規定中「又は連結事業年度」を削り、同号(9)を削る。

別表十一①の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、

を

円	円		円	円

に、

	円

円	円

を

		円	

に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表十二（一）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する内国法人が租税特別措置法第55条（海外投資等損失準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「(6)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額　(7)」の欄は、「特定法人の名称等　(1)」の法人が租税特別措置法第55条第２項第５号に規定する特殊投資法人である場合には、租税特別措置法施行令第32条の２第19項及び第20項（海外投資等損失準備金）の規定により計算した金額を記載すること。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

3　「同上の$\frac{20又は50}{100}$相当額　(8)」の欄は、「(6)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額　(7)」の金額に係る特定株式等（租税特別措置法第55条第２項第６号に規定する特定株式等をいう。以下この号において同じ。）が同条第１項第１号又は第２号に掲げる法人の特定株式等である場合には「又は50」を消し、その金額に係る特定株式等が同項第３号又は第４号に掲げる法人の特定株式等である場合には「20又は」を消すこと。

別表十一①の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、

を

円	円		円	円

に、

	円